

高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター

「生産性向上支援ソーター」公募要領

1. 職種

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）における「生産性向上支援ソーター」

2. 募集人員

8名程度

3. 業務内容

令和8年4月1日開設予定「高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた助言・提案等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。

なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関と適切に連携する。

4. 契約条件

- | | |
|-------------|---|
| (1) 報酬 | 日当30,000円（税抜）
※業務への従事が半日の場合は、日額の半額 |
| (2) 旅費・交通費 | 公益財団法人高知県産業振興センター規定に基づき支給 |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| (4) 従事日 | 月4日程度／不定期（業務が発生した場合に都度依頼する） |
| (5) 従事時間 | 8：30～17：15（休憩時間60分） |
| (6) 従事場所 | 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5F
高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター 等
※場合によっては、他の場所で従事することがある |
| (7) インボイス登録 | 本業務の受託に当たっては、消費税法に基づく適格請求書発行事業者として登録している者、または契約開始日までに登録を行う意思がある者であることを要件とする。
なお、契約締結後に登録が確認できない場合は、契約を解除する場合がある。 |

5. 求める人物像

- (1) 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する方、又は支援者として生産性向上支援の経験を有する方、又はそれと同等のスキルを有する方
- (2) 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方
- (3) 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる方
 - ①小売業
 - ②建設業

- ③製造業
 - ④飲食業
 - ⑤宿泊業
 - ⑥運輸業
 - ⑦警備業
 - ⑧生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
 - ⑨その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- （※）省力化投資促進プラン（内閣官房HP）

（4）専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

6. スケジュール（予定）

日程	事項
令和8年2月6日～27日	公募（高知県産業振興センターホームページで公開）
令和8年3月2日～	書類選考及び面接者への通知
令和8年3月13日頃	面接
令和8年3月25日頃	採用通知
令和8年4月1日	契約開始日（採用決定者と要相談）

7. 公募方法

公益財団法人高知県産業振興センターホームページへの掲載

8. 応募方法

- （1）募集期限 令和8年2月27日
 - （2）提出書類
 - ①高知県よろず支援拠点コーディネーター応募申込書（様式1）
 - ②暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 - ③その他（履歴書等 様式なし）
 - （3）書類提出先 公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課
(担当 西川、田村)
住所：〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館2F
電話番号：088-845-6600
URL：<https://joho-kochi.or.jp/pdf/2025/seisansei.pdf>
- ※電話・来訪受付時間は平日8時30分～17時15分（12時～13時を除く）。

9. 応募及び委託にあたっての留意事項

- （1）応募及び選考に要する費用（交通費、郵送料等）は負担しない。
- （2）本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属する。
- （3）コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- （4）委託後は、原則、自らの事業として現に有料で業務を行っている事業者について、よろず支援拠点事業として自ら対応することは認めない。また、よろず支援拠点事業として自ら対応し

た事業者について、委託期間中に自らの事業として有料で業務を行うことも認めない。

10. 備考

- ・高知県よろず支援拠点生産性向上支援センターの開設は令和8年4月1日を予定していることから、実際の契約先は、来年度の高知県よろず支援拠点生産性向上支援センターの実施機関となる。
- ・今回の募集については、国の令和8年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)を当センターが受託した場合に行うものであり、受託しなかった場合は、採用の内定が取り消される。